

財団法人大阪国際平和センター 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本財団は、財団法人大阪国際平和センターと称する。

(事務所)

第 2 条 本財団は、事務所を大阪府大阪市中央区大阪城 2 番 1 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本財団は、戦争と平和に関する情報・資料の収集・保存・展示等を図るとともに、平和問題に関する調査研究・学習・普及等を図ることによって、戦争の悲惨さを次の世代に伝え、平和の尊さを訴え、平和の首都大阪の実現をめざして、世界平和に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、大阪において次の事業を行う。

- (1) 本財団の事業に供する施設の建設、運営、管理
- (2) 戦争と平和に関する資料の収集・保存・整備及び展示
- (3) 平和問題に関する調査研究及び情報提供
- (4) 出版物の編集発行、講演会等の開催
- (5) 国際平和都市大阪をめざして行う文化・交流事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業を行うに際し、必要がある場合には大阪府、大阪市又は関係機関と協議し、又は調整するものとする。

第3章 資産及び会計

(資 産)

第 5 条 本財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金及び補助金
- (5) 会費
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 本財団の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 本財団の資産のうち基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、大阪府知事の承認を得て、その一部若しくは全部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 本財団の経費は運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本財団の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経て、大阪府知事に届け出なければならない。また、これらを変更しようとするときも同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ 収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本財団の事業報告及び収支決算は、理事長が、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に、大阪府知事に報告しなければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第13条 予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ大阪府知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 本財団の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 役員等

(役員)

第15条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、会長1名及び理事長1名を置き、必要がある場合は、常務理事1名を置くことができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任し、大阪府知事の承認を得るものとする。

2 会長及び理事長は、理事会において理事の互選により定める。

3 常務理事は、理事会の同意を得て、理事長が指名する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 理事いずれか1名とその親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

(役員の職務)

第17条 会長は、本財団の業務を総攬する。

2 理事長は、本財団の業務を総理する。

3 会長及び理事長は、本財団を代表する。

- 4 常務理事は、理事長を補佐し、理事長の定めるところにより、常務を処理する。
- 5 会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長がその職務を代行する。
- 6 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事長の指定する理事がその職務を代行する。
- 7 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。
- 8 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び大阪府知事に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求すること

(役員任期)

- 第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

- 第20条 役員は無給とする。ただし、特に必要と認めた場合は、有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 理事会

(構成)

- 第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

- 第22条 理事会においては、この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

- 第23条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長又は理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第17条第8項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集等)

- 第24条 理事会は会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りではない。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第29条 本財団に、評議員15人以上20人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は役員を兼ねることができない。
- 4 第18条から第20条までの規定は、評議員に準用する。ただし、第20条第1項ただし書きは適用しない。この場合において、第18条から第20条までの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。ただし、第17条第8項第4号の場合は、監事が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会は、第8条、第10条、第12条、第13条及び第36条から第38条までの規定に関する事項について、意見を述べる。
- 6 第23条第3項、第24条第3項及び第25条から第28条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれの「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第7章 委員会等

(設置)

第31条 本財団に、第4条に定める事業の円滑な促進を図るため、運営協力懇談会及び委員会（以下「委員会等」という。）を設置することができる。

- 2 委員会等の設置、運営、委員の選任その他必要な事項は、理事会の同意を得て、理事長が別に定める。

第8章 顧問

(顧問)

- 第32条 本財団に顧問を置く。
- 2 顧問は、大阪府知事及び大阪市長の職にある者をもって充てる。
 - 3 顧問は、本財団の重要な事項について、会長及び理事長に対し意見を述べることができる。

第9章 事務局

(設置等)

- 第33条 本財団の業務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局長及び必要な職員を置く。
 - 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

- 第34条 事務所には、民法第51条に規定するもののほか、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 寄附行為
 - (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (7) その他必要な帳簿及び書類

第10章 賛助会員

(会員)

- 第35条 本財団の目的に賛同するものをもって、本財団の賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員の種類は、法人会員及び個人会員とする。
 - 3 賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。
 - 4 賛助会員の資格、特典その他の必要な事項の細目については、理事会の同意を得て、理事長が別に決める。

第11章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

- 第36条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

- 第37条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

- 第38条 本財団が解散するときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、大阪府知事の許可を得て、本財団と類似の目的を有する公益法人又は大阪府及び大阪府に寄付するものとする。

第12章 補 則

(委 任)

第39条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。
- 2 本財団の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 本財団の設立当初の役員は、第16条の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第18条の第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。
- 4 本財団の設立初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、大阪府知事の許可を受け、1999年（平成11年）4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、大阪府知事の許可を受け、2008年（平成20年）9月1日から施行する。